◆都市公園の種類

種類	種別	内　　容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で１箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり１箇所を誘致距離500mの範囲内で１箇所当たり面積２haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離１kmの範囲内で１箇所当たり面積４haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積４ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、１箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、１箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）　近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

◆用語一覧

あ 行

あいち森と緑づくり事業

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、愛知県が平成21年度から 「あいち緑づくり税」を導入し、その税収等により、森林、 里山林、都市の緑の整備保全を図る事業。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等、 建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

か 行

河川区域

一級河川、二級河川又は準用河川の指定がされた河川の区間に存在し、①河川の流水が継続して存する土地及び反復して流水に覆われるため水生植物が繁茂する等、河状を呈する土地、②河川管理施設の土地、③堤外の土地で①と一体的に管理する必要があると指定された区域をいう。

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する協定のこと。

公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

公有水面

公有水面埋立法において定義される「国が所有する河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面」で、公有水面の埋立の規制を図るため、同法で「埋立を行う者は都道府県知事の免許を受けなければならない」等の規定がある。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設。

さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

施設緑地

都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」を合わせた総称。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。(都市緑地法第55条)。

生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、将来にわたって適切に保全される緑地として指定された地区。

生物多様性

動植物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

た 行

地域制緑地

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例等によるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区等の制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的としている。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の整備及び保全を図るために、都市計画法に基づき定める計画。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2において、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村が定めるもの。

都市農業振興基本法

都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備、改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

な 行

農用地区域

農業振興地域内の土地で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うもの

として指定された集団的農用地等の区域。

は 行

パブリックコメント

市が計画や条例等を策定したり変更したりするときに、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民から募集する手続きのこと。

ま 行

水と緑のネットワーク

水辺や緑の持つ機能をより効果的に発揮するため、公園緑地等を緑道や河川等でつなぎ、「水」と「緑」豊かな都市環境を形成すること。

密集市街地

老朽化した建築物が密集しており、かつ、道路、公園等の公共施設が十分確保されていない防災上及び住環境上問題のある市街地。

民間施設緑地

民有地で一般市民の利用が可能であり、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

や 行

誘致距離

都市公園の配置として、住区基幹公園については、以下のような範囲内で配置することが目標とされている。

【街区公園】

誘致距離250mの範囲内で１ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

【近隣公園】

誘致距離500mの範囲内で１ヶ所当たり面積２haを標準として配置する。

【地区公園】

誘致距離１kmの範囲内で１ヶ所当たり面積４haを標準として配置する。

ユニバーサルデザイン

言語・年齢の差異や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能で使いやすいように設計･デザインすること。

用途地域

都市機能の維持・増進、居住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途や形態について制限を行う制度。

ら 行

緑地協定

土地所有者等の合意によって締結する緑地の保全や緑化に関する協定。(都市緑地法第45条、第54条)。

緑地保全地域

里地・里山等都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。(都市緑地法第５条)

緑地率

施設緑地及び地域制緑地の合計面積の地域面積に占める割合。

緑被率

上空から見て樹林地・草地、農地、水面が覆っている面積（緑被面積）の地域面積に占める割合。

緑化地域制度

緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。（都市緑地法第34条）。

緑化率

建築物の敷地面積や道路延長に対する緑地面積、緑化延長の割合のこと。

わ 行

ワークショップ

地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

◆掲載写真の説明

ページ	写真タイトル	説　明
14	花しょうぶの手入れ	昭和46年開設の油ヶ渕遊園地に、約90品種、約14,000株の「花しょうぶ」が植えられています。５月下旬～６月中旬にかけて見頃を迎えます。
19	大浜てらまち地区の路地	てらまちを巡る路地の保全と活用のため整備し、平成20年度に完成しました。
36、121	碧南市臨海公園	スポーツ施設（野球場、テニスコート、体育館）や文化施設（水族館）を備える総合公園です。平成15年に衣浦マンモスプールが閉場し、跡地の再整備を進め、平成21年に整備が完了しました。
86	明石公園	平成元年オープンの地区公園です。観覧車やゴーカートなど人気の大型遊具があり、市内外から多くの利用者が訪れます。
92、126	あおいパーク（市民農園）	平成10年開園の「農業と食と健康」をテーマとした体験型交流施設です。碧南市産農産物の産直市や、体験農園、市民農園などの施設があります。
95	名鉄三河線跡地	平成16年3月に廃線となった名鉄三河線跡地のうち、未利用の区間です。
96	碧南市芸術文化ホールの緑	音楽専用ホール「エメラルドホール」と多目的ホール「シアターサウス」、スタジオなどを備えた芸術文化拠点で、緑化により多くの緑に囲まれています。
111	矢作川桜づつみ	上塚橋から南の矢作川堤防沿いに約120本のソメイヨシノを植栽して整備され、平成8年度に完成しました。
121	碧南レールパーク	平成16年3月に廃線となった名鉄三河線跡地を全長約2.3キロの公園として整備を進め、平成30年3月に全線オープンしました。
123	大浜地区の辻広場	大浜てらまち地区の寺町散策コース整備に合わせて整備された広場で、平成20年度に完成しました。

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　平成２２年３月に策定した碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画（以下「マスタープラン」という。）を改定するため、碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴ マスタープランの改定に関し、必要な事項を調査及び審議すること。

⑵ マスタープランに基づく都市づくりの実施方法を検討すること。

⑶ その他市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴ 学識経験を有する者

⑵ 各種団体を代表する者

⑶ その他市長が認める者

２　前項に規定する者のほか、専門的知識を有する者をオブザーバーとして委嘱もしくは任命することができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、マスタープランが改定されるまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、市長が指名する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（部会）

第７条　委員会に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市都市計画マスタープラン及び緑

の基本計画策定産業部会及び行政部会（以下「部会」という。）を置く。

2　部会は、市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

3　部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会員のうちから市長が指名する。

4　部会の会議は、部会長が招集する。

5　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7　部会長は、調査及び検討した結果を委員会に報告する。

（関係者の協力）

第８条　委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に愛知県職員又はその他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2　委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員又はその他関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　委員会及び部会の庶務は、碧南市建設部都市計画課及び碧南市開発水道部都市整備課において処理をする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成３０年２月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会名簿

(1) 委員

【平成29年度】

No.	所属団体名等	氏　名	備　考
1	名古屋市立大学名誉教授	瀬口　哲夫	委員長
2	碧南商工会議所副会頭	杉浦　三代枝	副委員長
3	碧南市連絡委員幹事会代表幹事	金原　功	副委員長
4	碧南商工会議所副会頭	木村　徳雄	
5	碧南商工会議所副会頭	長田　和徳	
6	碧南市商店街連盟会長	齋藤　孝司	
7	大浜漁業協同組合代表理事組合長	石川　武範	
8	碧南市農業委員会副会長	神谷　昌明	
9	碧南市女性団体連絡協議会消費生活保護協会会長	神谷　葉子	
10	碧南市女性団体連絡協議会赤十字奉仕団委員長	生田　厚子	
11	（公社）愛知建築士会碧南支部副支部長	杉浦　盛夫	
12	碧南市小中学校校長会会長	北村　恒	
13	愛知県交通安全協会碧南支部副支部長	鈴木　泰博	
14	碧南市社会福祉協議会副会長	杉浦　邦俊	
15	碧南市老人クラブ連合会会長	祢宜田　知司	
16	（一社）碧南青年会議所理事長	杉浦　友則	
17	碧南市連絡委員新川地区正幹事	小笠原　保	
18	碧南市連絡委員大浜地区正幹事	鈴木　哲夫	
19	碧南市連絡委員棚尾地区正幹事	竹原　邦夫	
20	碧南市連絡委員旭地区正幹事	伊藤　金次	
21	碧南市連絡委員西端地区正幹事	杉浦　勝美	
22	衣浦港運協会会長	浅野　皇	
23	臨海工業地帯防災連絡協議会会長	三木　英司	
24	臨海公園愛護会サンサン代表	伊藤　幸子	
25	公募市民	島崎　肇也	

【平成30年度】

No.	所属団体名等	氏　名	備　考
1	名古屋市立大学名誉教授	瀬口　哲夫	委員長
2	碧南商工会議所副会頭	杉浦　三代枝	副委員長
3	碧南市連絡委員幹事会代表幹事	都築　明	副委員長
4	碧南商工会議所副会頭	木村　徳雄	
5	碧南商工会議所副会頭	長田　和徳	
6	碧南市商店街連盟会長	齋藤　孝司	
7	大浜漁業協同組合代表理事組合長	石川　武範	
8	碧南市農業委員会副会長	神谷　昌明	
9	碧南市女性団体連絡協議会消費生活保護協会会長	神谷　葉子	
10	碧南市女性団体連絡協議会赤十字奉仕団委員長	浅井　たみ子	
11	（公社）愛知建築士会碧南支部支部長	杉浦　盛夫	
12	碧南市小中学校校長会会長	中根　孝明	
13	碧南交通安全協会副会長	鈴木　泰博	
14	碧南市社会福祉協議会副会長	杉浦　邦俊	
15	碧南市老人クラブ連合会会長	祢宜田　知司	
16	（一社）碧南青年会議所理事長	杉浦　友則	
17	碧南市連絡委員中央地区正幹事	奥谷　好由	
18	碧南市連絡委員大浜地区正幹事	倉田　実	
19	碧南市連絡委員棚尾地区正幹事	永坂　俊広	
20	碧南市連絡委員旭地区正幹事	寺尾　裕	
21	碧南市連絡委員西端地区正幹事	岩月　信一	
22	衣浦港運協会会長	浅野　皇	
23	臨海工業地帯防災連絡協議会会長	米田　信幸	
24	臨海公園愛護会サンサン代表	伊藤　幸子	
25	公募市民	島崎　肇也	

【令和元年度】

No.	所属団体名等	氏　名	備　考
1	名古屋市立大学名誉教授	瀬口　哲夫	委員長
2	碧南商工会議所副会頭	杉浦　三代枝	副委員長
3	碧南市連絡委員幹事会代表幹事	石川　和昌	副委員長
4	碧南商工会議所副会頭	木村　徳雄	
5	碧南商工会議所副会頭	長田　和徳	
6	碧南市商店街連盟会長	齋藤　孝司	
7	大浜漁業協同組合代表理事組合長	平松　常一	
8	碧南市農業委員会副会長	神谷　昌明	
9	碧南市女性団体連絡協議会消費生活保護協会会長	神谷　葉子	
10	碧南市女性団体連絡協議会赤十字奉仕団委員長	浅井　たみ子	
11	（公社）愛知建築士会碧南支部支部長	杉浦　盛夫	
12	碧南市小中学校校長会会長	角谷　竹虎	
13	碧南交通安全協会副会長	鈴木　泰博	
14	碧南市社会福祉協議会会長	杉浦　邦俊	
15	碧南市老人クラブ連合会会長	祢宜田　知司	
16	（一社）碧南青年会議所理事長	比嘉　穣治	
17	碧南市連絡委員新川地区正幹事	板倉　幸雄	
18	碧南市連絡委員中央地区正幹事	北村　恒	
19	碧南市連絡委員大浜地区正幹事	高松　透	
20	碧南市連絡委員棚尾地区正幹事	生田　納	
21	碧南市連絡委員西端地区正幹事	杉浦　三雄	
22	衣浦港運協会会長	浅野　皇	
23	臨海工業地帯防災連絡協議会会長	石井　和哉	
24	臨海公園愛護会サンサン代表	伊藤　幸子	
25	公募市民	島崎　肇也	

(2) オブザーバー

愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課、愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課、
愛知県知立建設事務所、愛知県衣浦港務所、碧南警察署、衣浦東部広域連合碧南消防署、
碧南市総務部長、碧南市経済環境部長、碧南市建設部長、碧南市開発水道部長

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定産業部会名簿

(1) 部会長等

部会長：碧南商工会議所専務理事　　副部会長：（公社）愛知建築士会碧南支部まちづくり委員長

(2) 部会員

碧南商工会議所〔窯業部会、機械金属部会、食品・醸造部会、繊維部会、建設業部会、交通運輸部会、
理財部会、雑貨部会、サービス業部会〕、碧南市商店街連盟、（一社）碧南青年会議所

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定行政部会名簿

(1) 部会長等

部会長：建設部長　　副部会長：開発水道部長

(2) 担当課

経営企画課、行政課、資産活用課、地域協働課、防災課、福祉課、こども課、高齢介護課、商工課、
農業水産課、環境課、土木港湾課、建築課、下水道課、水道課、庶務課、生涯学習課、文化創造課、
文化財課、スポーツ課

※事務局　…　建設部都市計画課、開発水道部都市整備課（委員会、産業部会、行政部会共通）

◆策定の経緯

月　日		種　別	内　　容
平成29年度	12月	市民アンケート調査	・満20歳～79歳の市民2,000人を対象に実施 ・回収票816票（回収率：40.8%）
	12月	18,19歳アンケート調査	・満18歳～19歳の市民500人を対象に実施 ・回収票98票（回収率：19.6%）
	12月～1月	企業アンケート調査	・碧南市商工会議所所属の企業を対象に実施 ・回収票57票
	12月	中学生アンケート調査	・市内の中学3年生各1クラスを対象に実施 ・回収票162票 ※緑の基本計画に関する内容のみ
	12月	緑化団体アンケート調査	・市内の緑化関係団体21団体を対象に実施 ・回収票20票（回収率：95.2%） ※緑の基本計画に関する内容のみ
	1月23日	第1回行政部会	・碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定の趣旨、策定体制・スケジュール等の確認 ・現行の碧南市都市計画マスタープランの進捗状況に関する各課照会結果の報告
	2月5日	第1回委員会	・碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定の趣旨、策定体制・スケジュール等の確認 ・現行の碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の概要の説明
	3月12日	第2回産業部会	・以下の事項について審議 ⑴碧南市都市計画マスタープラン「将来目標の設定(骨子)(案)」及び「全体構想(骨子)(案)」 ⑵碧南市緑の基本計画「緑のまちづくり目標と基本方針(案)」
	3月16日	第2回行政部会	
	3月28日	第2回委員会	
平成30年度	6月23日 ～7月6日	第1回地区別懇談会	・市内６地区において実施 ・テーマ『地区の魅力や課題を整理しよう！』 ⑴「碧南市都市計画マスタープラン」と「碧南市緑の基本計画」の概要を知ろう。 ⑵私たちの地区で、最近よくなったところ、悪くなったところについて意見を出し合おう。 ⑶10年後やその先どんなまちにしたいのか意見を出し合おう。
	7月17日	第3回産業部会	・以下の事項について審議 ⑴碧南市都市計画マスタープラン「全体構想(案)」及び「地域別構想(素案)」 ⑵碧南市緑の基本計画「緑のまちづくり目標と基本方針(案)」及び「地域別構想(素案)」
	7月18日	第3回行政部会	
	8月20日	第3回委員会	
	9月26日	市議会協議会報告	⑴碧南市都市計画マスタープランの改定について ✓改定の趣旨、改定体制、全体構想(案)について報告 ⑵碧南市緑の基本計画の改定について ✓改定の趣旨、現況、基本方針(案)について報告

月　日		種　別	内　　容
平成30年度	10月4日 ～ 10 月 27 日	第2回地区別懇談会	・市内6地区において実施 ・テーマ『計画見直し案を確認した上で、その実現のために地域で出来ることを考えよう！』 (1)「碧南市都市計画マスタープラン」と「碧南市緑の基本計画」の見直し案を確認する。 (2)私たちの地域での活動などについて、具体的に関われそうな地域活動のアイデアをだし、実現に向けて話し合おう。
	10月22日	都市計画審議会報告	(1)碧南市都市計画マスタープランの改定について ✓改定の趣旨、改定体制、全体構想(案)について報告 (2)碧南市緑の基本計画の改定について ✓改定の趣旨、現況、基本方針(案)について報告
	11月19日	第4回産業部会	・以下の事項について審議 (1)碧南市都市計画マスタープラン(案) (2)碧南市緑の基本計画(案) ・地区別懇談会の意見を踏まえ地域別構想(案)を説明
	11月29日	第4回行政部会	
	12月17日	第4回委員会	
	3月19日	市議会協議会報告	(1)碧南市都市計画マスタープラン(案)について ✓経過、地域別構想(案)等について報告 (2)碧南市緑の基本計画(案)について ✓経過、計画目標、地域別構想、緑化重点地区(案)について報告
	3月29日	都市計画審議会報告	(1)碧南市都市計画マスタープラン(案)について ✓経過、地域別構想(案)について報告 (2)碧南市緑の基本計画(案)について ✓経過、計画目標、地域別構想、緑化重点地区(案)について報告
令和元年度	4月1日 ～4月30日	パブリックコメント	－
	8月20日	第5回産業部会	・パブリックコメントの結果報告 ・碧南市都市計画マスタープラン及び碧南市緑の基本計画について最終案の確認
	8月22日	第5回行政部会	
	9月4日	第5回委員会	
	9月25日	市議会協議会報告	(1)碧南市都市計画マスタープランについて ✓経過、パブリックコメントの結果、実現化方策(案)について報告 (2)碧南市緑の基本計画について ✓経過、パブリックコメントの結果、実現化方策(案)について報告
	10月3日	都市計画審議会	議題　碧南市都市計画マスタープランについて ✓パブリックコメントの結果報告、計画案全体について審議 議題　碧南市緑の基本計画について ✓パブリックコメントの結果報告、計画案全体について審議

注）・「委員会」は碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会の略。
・「産業部会」は碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定産業部会の略。
・「行政部会」は碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定行政部会の略。

碧南市緑の基本計画

発行　令和元年 10 月
編集　碧南市開発水道部都市整備課
住所　〒447-8601　碧南市松本町 28 番地
TEL　0566-41-3311(代表)
URL　http://www.city.hekinan.lg.jp/